

のら猫のトラブルに

地域猫活動を始めませんか？

地域でおこる のら猫問題



庭にふんをされる



鳴き声がうるさい



家で子猫を生んでしまった



どうすればいいの？

提案

市では猫の捕獲・駆除・処分は行いません。

地域猫活動

飼い主のいない猫を地域の問題としてとらえ、近隣住民の合意と協力を得た上で、地域のルールにそって猫を飼育管理する取組です。



動物の
遺棄・虐待は
犯罪です

動物の愛護及び管理に関する法律

- ・みだりに殺し、傷つけると2年以下の懲役又は200万円以下の罰金。
- ・捨てたり、エサをやらす衰弱させ虐待したら100万円以下の罰金。

猫の飼い主の方に守ってほしいこと

捨てられた猫がのら猫になっています！

- ・猫は屋内で飼うようにしましょう
- ・迷子札・マイクロチップをつけましょう
- ・不妊・去勢手術を受けましょう



地域猫の進め方



地域猫に取り組む上での役割

活動主体： 地域住民（地域のルールにそって猫を管理）

協 力： NPO法人 平塚のら猫を減らす会【TEL:080-5901-7746】
（活動者へのアドバイス、捕獲機の貸し出し）

平塚市（地域猫活動の普及啓発、手術費への補助金交付、
住民や関係者の連絡調整）



地域の理解を得る

地域猫活動には、周辺住民の理解が必要であり、理解を得ないまま一方的に行えば、トラブルになりかねません。地域の理解を得た上で猫を管理していきます。



地域のルールにそった適正な管理を行う

地域で決めたルールに基づいて住民同士で協力して役割分担をしながら活動に取り組みましょう。

不妊・去勢手術の実施



手術済は耳カット

猫は繁殖力が旺盛なので、放っておくとどんどん増えてしまいます。不妊・去勢手術を実施し、新たなのら猫の繁殖を防ぎます。手術した猫には耳カットなどのしるしをつけましょう。

平塚市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術への補助金があります。

ルールを決めたエサやり

地域でエサ場を決め、その場所以外でエサをやらないようにしましょう。

エサは決まった時間に、食べきれる量を与え、食べきったら容器を回収し食べこぼしなどは片づけましょう。置きエサはカラス等の他の動物を招いたり、害虫が発生する原因になるのでやめましょう。

トイレの設置・清掃



エサ場の近くにトイレを設置し、フンの被害を減らしましょう。周囲を定期的にパトロールし、トイレ以外の場所に排泄していれば、速やかに片づけましょう。

問い合わせ先

平塚市役所 環境保全課 環境対策担当

電話 0463-23-9969（ダイヤルイン）

